

高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(庶務) 第4条 推進会議の庶務は、<u>高知県文化生活スポーツ部県民生活課</u>が行う。</p> <p>(その他) 第5条 この要領に定めるもののほか、<u>推進会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年6月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(庶務) 第4条 推進会議の庶務は、<u>高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課</u>が行う。</p> <p>(その他) 第5条 この要領に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年6月19日から施行する。</p>